

報道機関各位

## 5年に1度の住宅・土地統計調査が実施されます

令和5年10月1日を調査基準日として、総務省統計局の令和5年住宅・土地統計調査が実施されます。本調査は、全国で約340万世帯が対象となる5年に1度の大規模な統計調査です。本市では、令和2年国勢調査の調査区のうち、総務大臣が指定した125調査区において、総務大臣が定める方法により抽出された世帯(約2,100 住戸・世帯)が対象になります。9月から10月にかけて調査員が各調査区を巡回し、調査対象世帯に調査票の配布などを行います。



1. 調査方法 調査対象世帯にインターネットまたは紙の調査票により回答してもらう方法で調査を行います。紙の調査票は、調査員または郵送による提出が可能です。
2. 調査内容
  - 住宅などに関する事項  
居住室数及び広さ、所有関係、敷地面積、建て方など
  - 世帯に関する事項  
世帯の構成、年間収入、通勤時間、入居時期、住環境に関する事項など

**【問い合わせ】**

総務部行政課行政統計係

TEL027-382-1111(内線 1042)